

第7回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会

日 時 平成29年7月21日（金）
午前10時00分～午前11時00分
場 所 職員会館かもがわ2階大会議室

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第7回住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速でございますが、はじめに会議の成立に必要な定足数について確認をさせていただきます。

本日は、委員2名が所用のため欠席されておられますので、委員総数9名のうち、7名の委員の皆様にご出席をいただいております。

委員総数の過半数を超えることから、本検討委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを御報告いたします。

また、本日の会議は、京都市市民参加推進条例第7条に則り、公開といたします。傍聴席を設けるとともに、記者席も用意しておりますので、御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記者をはじめとする傍聴される方へのお願いでございますが、写真、テレビカメラでの撮影につきましては、議事運営の都合上、具体的な審議に入る前までとさせていただきますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。撮影を控えていただく際には、改めてお願いをさせていただきます。

では、田中委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

○委員長

では、本日の議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、お手元でございます次第に沿って、まず本日の議事の内容について、御説明をさせていただきます。

議事の2にあります「パブリックコメントの結果を踏まえた答申案の議論」というのが中心的な議題で、議事の3が「その他」となっております。

前回の第6回の検討委員会では、それまでの検討を踏まえて、宿泊税の導入を検討した答申案について、議論を行っていただきました。その上で、そこで頂戴した御意見を踏まえて、答申案を修正し、その修正した答申案をもとに、パブリックコメントを実施いたしました。

本日は、パブリックコメントで非常に多くのコメントを頂戴しましたので、そこでの御意見を踏まえて、最終的な答申の取りまとめについて、議論を行いたいと思います。

また、資料２にも示しているとおりの、予定では、本日の検討委員会が最終回となっております。

本日、この答申案について議論を頂戴して、そして、答申の内容を確定した後、８月に検討委員会から京都市に答申を提出すると、こういう運びになればと考えているところです。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、議事の２の「パブリックコメントの結果を踏まえた答申案の議論」に移ります。

その内容については、資料の３から資料の５－４に事務局にまとめていただいていますので、最初に事務局から説明をお願いします。

（事務局から、資料３～資料５－４（検討委員会答申（案）に係る市民意見募集の結果、検討委員会の答申（案）に寄せられた御意見と検討委員会の考え方（案）、検討委員会の答申（案）及びその概要版）を説明）

○委員長

ありがとうございました。

今、事務局から見え消し版の方が、修正をどのようにしたのかがはっきりしますので、見え消し版を使って御説明をいただきました。

本当にもう最後の最後になりますので、パブリックコメントを頂戴した上で修正した３つの箇所について、確認をお願いしたいと思っています。それで、ページの順番で、早い方から申し上げますと、資料５－４、溶け込み版を使って、確認をお願いしたいと思っていますのですが、５ページから６ページにわたる部分ですが、新たな財源の使途のア、イ、ウ、エのうち、エの伝統産業の活性化の部分で少し補充したり、記載の場所を移動したというのが１つ目の修正ということになります。

２つ目は、１６ページの、「付言」の前のまとめのところで、仮に、宿泊税が創設されることになった場合についても、その在り方等について、趣旨に沿っているかどうか十分な検討が必要であると、このような記載がつけ加えられているところです。

３つ目といたしましては、最後の１８ページの本当にもう終わりの部分の上から３つ目の段落のところで、地方の自主財源をもっと強めるということを通して、地方が創意工夫のある行政をするということにも十分配慮をしてほしいということで、この３点が、この前のパブリックコメントを踏まえた上でつけ加えられているところです。

特に御異論がなければ、こういう形でつけ加えられたもの、これを最終版として、答申として発表したいと考えているところです。

それで、もちろん今の部分でも結構ですし、それ以外にもしお気づきの点があれば、それも結構ですので、修正等について、御意見があれば積極的をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員

読ませていただいて、大きな不満、これはどうにも困るというようなことはもうございませんけれども、少し気になった点だけ。特に今回のパブリックコメントを行いまして、3つも有意義な意見を出してもらって、非常によかったなと思っています。その2番目といいましょうか、資料5-3の見え消し版の16ページにある、いわゆる新税創設後の検証や見直しについてですが、この件に関してなんですけども、これは本当に追加することが必要な文章だと思っております。それで、時宜に適った検討を進めていって、また、見直しも必要になるというようなことでしょうか、最後の行ですけど、時宜に適った「評価や」検討がなされるべきものと考えするという、「評価」という文言を入れると、もう少しわかりやすいかなと思うところです。

それから、18ページのところ、これもちょっと気になるというくらいで、記述自体が問題というわけではありませんけれども、新たに追加していただいた、「また行政サービスの需要に見合った財源を確保するためには、自主財源の拡充・強化が非常に重要である」という文章について、これは本当にそのとおりであると思いますが、この行政サービスの需要に見合ったというのが、要は現時点の行政サービスに照らし合わせても財源が足りないという記述なのか、あるいは入旅客の増加で、行政サービスについても新たな範囲とか、新たな水準を求められていて増加しているということなのか、あるいはその両方なのか、このあたりのところが、ちょっと気になりました。

○委員長

ありがとうございました。

今の段階で事務局の方から何かございますか。

○事務局

事務局としましては、1点目に御意見いただいた創設後の見直しのところですが、ここは御意見いただいたとおり「評価や」という文言を加えるということで、問題ないかと思っております。

2点目の御意見、「おわりに」の部分でございますが、事務局の方で追加させていただいた趣旨としましては、現時点でも予算編成を、借金をして行っているということでございますので、現時点の行政サービスということでもございますし、今後、観光客の動向、増加、減少があるかもしれませんが、そういったことに関しての行政サービスの需要という意味も含んでいると考えているところです。

○委員長

ありがとうございました。

あと、ございますか。

○委員

中身についての質問ですけど、13ページの課税免除のところに「修学旅行生については課税しないことが適当である」と書いてありますが、その下にある、「この他に課税免除の対象を設けることについては、課税の公平性や宿泊

業者の事務負担等も考慮し、京都市において検討されてはどうかと考える」というのはどういうことですか。

○事務局

ここにつきましては、検討委員会の中での御意見といたしまして、修学旅行生以外に、例えば障がい者やお子さんを課税免除の対象にするかということも考えていった方がいいのではないかという御意見をいただいておりますので、それに対応して、この文章を書いているところでございます。

○委員

それなら結構ですけど、小規模事業者は除外するとか、そういうことになったら宿泊業者の意向とは真反対になるかなと思いました。これはそういう意味ではないわけですね。

それから、もう1つ、15ページに「10万件を超えるとされる居住世帯のない住宅」とありますが、居住世帯のない住宅が京都市内に10万件もあるのですか。

○事務局

過去の検討委員会の中で、総務省が行っている「住宅・土地統計調査」の数値を引用しております。そこで京都市における居住世帯のない住宅総数が12万件ほどあるという数字が出ております。その数字を引用いたしまして、こういう記載にさせていただいたところでございます。

○委員

京都市の世帯数はどのくらいあるのですか。

○事務局

京都市の総世帯数で70万件という数字があります。

○委員

70万世帯の中で10万件が住んでないと、こういうことですか。

○事務局

10万件の方ですが、これは総務省の統計ですけれども、サンプル調査になっておりまして、一定のエリアでカウントした件数を全市で割り戻しているというような統計調査でございまして、それが12万件になっているということでございます。

○委員

70万世帯で10万件といたら何%になりますかね。

○委員

13%くらいですか。本当に驚くような数字ですよ。

○事務局

先ほど申しましたように、これは平成25年の総務省統計局の推計による調査でございますが、総数12万1,600のうち、共同住宅が7万2,800、一戸建てが4万2,300、長屋が6,100、その他400ということで、いわゆるワンルームマンションを含めた、共同住宅の空き家が半数以上を占めているという統計調査が出ております。

○委員長

ありがとうございます。

他に何かございますか。

○委員

空き家については，相続によるものも多いと思うので難しいところではあるのですが，空き家対策税というようなものも考えなければいけないと思います。市民税は市内に住んでいなければかかってきませんが，固定資産税は払ってもらえますよね。居住している家屋ですと固定資産税が減額になるわけですけど，これが空き家にも適用されてしまっているようなので，それを工夫したら，もう少し市税が増えるのではないかと思います。

○事務局

総務省統計局の数字の内訳ですが，居住世帯がないのが12万1,600と先ほど申しましたが，このうちの約半数，5万8,900が賃貸用の空き家です。要は賃貸用ですけれども借り手がいないという状態になっています。

○委員

私は別のところでやっております空き家対策検討委員会で委員をやっておりまして，その中でも，先ほどもおっしゃっていただいたような意見について議論をしたり，また空き家対策についていろいろと考えているところです。おっしゃっていただいたように，空き家である限りは，固定資産税は取っているのですけれども，空き家だからといって固定資産税が高いかといったらそんなことはありません。それから，もちろん空き家が出るということは，コミュニティの中で人の住んでいない家が増えていくということです。民間の機関の研究所ですけれども，推計によりますと，これから20年ぐらいの間に空き家が全国平均で30%ぐらいになって，要は3件に1件が空き家になるという，そういう推計もあるくらいです。これは，今後非常に力を入れていかなければいけない分野であるということになります。

それで，考えていかなければいけないのは，1つは実態からいって，賃貸住宅の空き家の市場性をどう確保していくかということ。それからもう1つは，それ以外にも，これまで居住用に，一般的な個人所有の住宅として使っておられたところが空き家になって，それがいわゆる二次住宅的に，別荘のように使われたり，あるいは倉庫として使われたりすることがあるということです。今後，例えば二次住宅として，その空き家を所有されるのであれば，その所有者に対して，どういう税を求めていくのか。また，相続をして，誰も住んでいないけれども，ふるさとがなくなるのが嫌だから，空き家で持っておくということに対しても，やはり第2の市民的な，何か新たな考え方で応分の負担をしていただくということを，今後考えていくのは非常に大事ではないかと思います。

○委員

居住状況をどう把握するかというのは大きな課題だと思います。居住状況は変わっていくものですから，把握していくのはすごく難しいことですが，空き家の問題と，あと今，民泊の問題も出ています。知らないうちに民泊にな

っていて、それを近所の人が何か変だといって通告するしか方法がないというのが実態で、それも言ったからすぐ来てくれるかということそうでもないということがすごく問題になっていると思います。居住の実態を調べるための方法について、システムを作るといった何らかの対応をしていかないと、いろいろなところで問題が出てくると思います。それから、別荘税ですが、固定資産税だけ取るというのでは不十分だと思います。みんなは京都市の高い市民税を払って、京都市のサービス受けている一方で、ほとんど京都にいないのに、市民税を払っていない場合もあるかと思っています。やはりサービスを受けているのであれば、それに見合う負担があってもいいと思うので、何とか居住実態を把握する方法というのを構築して欲しいと思います。

○委員長

ありがとうございます。

今、委員の皆様がおっしゃったように、空き家等の問題について、経済的な手法を使って、別に税に限る必要は全然ないですけれども、ある種の手法を使って何とかならないものかという問題意識は、京都市においても一貫して持っていますし、またその反映としても、今回、別荘税という形で何とかできないものかという検討にまで至りました。ただ、現時点において、制度としての実行可能性という点からすると、検討委員会の答申としてはこのようなものになるかと思っています。空き家等の問題については、引き続き京都市において検討していただくということで、その旨を文章化するかどうかはともかくとして、そういう点は、今後もしっかり意識をしていただきたいということによろしいでしょうか。

あといかがでしょうか。答申案の内容について、もし気になるところがあれば、おっしゃっていただければと思います。よろしいですかね。

答申案については、何度もお読みいただいたり、いろいろお考えいただいているので、恐らく大きな異論というのはないかと思っています。ただ、表現等で微調整をした方がいいというものもありそうなので、今日頂戴した意見を踏まえて、軽微なものではあると思いますが、修正する必要があるかと思っています。しかし、大きな修正ということでもありませんし、どちらかというところ、ニュアンスですとか、表現の若干の修正ということになるかと思っていますので、最終的な答申案として発表していくプロセスにおいて、もし委員の先生方の同意を頂戴できるのであれば、私と西垣副委員長に細部の表現等の修正をお任せいただければ、一番効率的というか、処理としてはしやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。そのような方向で処理をさせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今日委員の皆様から頂戴した御意見、御意向をできるだけ正確に反映し、よりよいものにすることで最終答申とさせていただきます。

それでは、その次の次第の「3 その他」ということで、皆様にはお忙しい中、委員として参画いただきまして、これまでの御尽力、本当にありがたいと

思っております。また同時に、それぞれの委員の方には、この検討委員会を終えるに当たって、一言ずつお話いただいた方がいいかなと考えております。委員の先生方のいろいろな率直な感想やお気持ち等も含めて、お話し願えるとありがたいと思います。

○委員

非常に難しいテーマでしたが、これで20億か、あるいは30億かの税金が確保できる可能性はできたかなと思いました。これでいろいろな施策がやりやすくなるということは間違いないと思います。使い方として、財政ですから単年度主義というのが原則なのでしょうけれども、例えば、LRTを将来やろうというときには数百億かかると聞いていますが、こうした大きなお金がかかるものについて、長期的な展望として、ここで得られる現金の一部を基金として積み立てて、将来の大きな事業のために準備しておくという発想も、ぜひ考えていただけたらと思います。

いざ何か大きな事業があると、全然お金がないというのではなくて、例えば、30億入ってきたうちの10億を毎年積み立てておけば、100億の基金ができることもあるわけですから、その基金をベースにしていろいろなことが考えられるということもあるかなと思います。財政のありようとして、ぜひ使い切ってしまうという発想だけではなくて、せっかく得た財源ですので、大事に使っていただきたいなと思います。

○委員

大学生という立場でこのような経験をさせていただき、本当にありがとうございました。自信にもなりましたし、これからの経験に生かしていきたいなと思います。

最初は税制度とか、全くといっていいほどわからなくて、的外れなことばかり言っていたと思いますが、本当にいい経験ができてよかったと思います。ありがとうございました。

○委員

私もいい経験させていただけたと思います。ただ、京都は特別な都市ですから、まだまだ財源が足りないですし、もっと必要なことになってくると思います。観光客もどんどん増えていくと見込まれています。オリンピックが終わっても、それで京都の観光客が減るということはないだろうと言われてはいますし、多分そのとおりだと思います。どんどん人が増えているにもかかわらず、それで都市が変わらなければ、いろいろなところで不具合が出てくるのは目に見えています。ファウンデーションなどの話もありましたが、市民の理解を得ながら、財源を確保していくというような検討を続けていただき、すてきな都市にしたいと思っています。

○委員

本当にこのような機会をいただきましてありがとうございました。わからないことも多かったのですが、とても貴重な機会をいただきました。

京都市において、宿泊税とか、駐車場税とかいろいろ検討されたと思うので

すけれども、私自身、京都府民でもあるので、東京は東京都で宿泊税をやられて、大阪は大阪府で宿泊税をやられて、京都は京都市なのですけれども、この貴重な討議が京都府全体の活性につながったらいいなと思いながら拝聴しておりました。本当に貴重な機会をありがとうございました。

○委員

私もいろいろな方の御意見を聞かせていただいて、とても勉強になり、ありがたかったと思っています。税金に関しては、宿泊税で落ちついたわけですが、支払われるのは、他府県の方、特に外国の方が多いと思います。その税収や使途を京都市で発表されることになるかと思いますが、日本語だけではなくて、英語や中国語などでも発表することで、実際払っていらっしゃる方がホームページで見られるようにしていただけたらと思います。

私個人としては、別荘税を推していたわけですが、先ほどもお話があったように、ちょっと別荘税という名前はよくなかったかなという気がしています。荒っぽいですが、そこに住民票がない住居に関してもう一定の税金をかけてしまうという、それは空き家対策の方でも考えていただけることだと思いますが、これからそのところも考えていただけたらなと思っています。ありがとうございました。

○委員

私は実は京都市の新税を検討するのは、十数年前になろうかと思いますが、2000年代の初めにこのような検討委員会に参加させていただきました。その議論で、当時中心になっていたのは、景観を守るために、高層の建物をどうするかということで、その中で宿泊税についても、ちょっと議論したことを覚えております。それが、10年過ぎた頃から、このように大勢の国内、国外からの観光客を迎えることになって、正直びっくりしているところです。

この税のポイントとなりますのは、この税を使って、いかに観光振興ができるかということだと思います。今はもうおかげさまで、京都は人気の観光地ということになっておりますけれども、やはりみておりましたら交通も混雑していますし、特に観光シーズンの混雑というのは大変なものがあるかと思います。その解消を図って、これからも、長い間にわたって、京都の観光の魅力が高まっていくような税収の使い方をぜひ御検討いただきたいと思うところです。どうもありがとうございました。

○委員長

私は宿泊税に関しては、大阪府が宿泊税をつくるときに委員会のメンバーとして協力させていただいたという経験があります。特にこの間、東京、大阪、京都、あるいはそれ以外のところでも、続々といろいろな同種の税を検討しているということもあって、そもそも観光ないし宿泊に対する税というのはどういうものなのかというのは、自分の専門領域に合わせて、研究者の1人として、整理したいと思っていますところです。ただ、それぞれの都道府県や市町村の関心や問題意識によって、税制のありようというのは随分と変わるものであるというのは、改めて教えられたところです。例えば、東京都は観光施策を遂行し

ていくという非常に強い意識で宿泊税をつくりましたし、大阪府は、そういう観光意識が非常に強いけれども、しかしそうかといって既存の観光政策を遂行するために財源を充てるのではなく、新たに生み出された行政需要を遂行していくために宿泊税をつくるという意識であったと思います。例えば、財源の規模だけでいいますと、東京都は20億円、大阪府は10億円です。それは別に規模が大きいとか小さいとかというよりも、一体それで何をしたいのか、それによって、市民や関係する人にどのような便益を与えるのかという、そういうものによって随分とつくり方が違うということを教えていただきました。

その意味で、京都市の場合には、キーワードでいうと、市民と入洛客双方の満足を達成するということを、中心に据えて議論をしているというのは、1つの大きな特徴かなという思いがしました。そういう点で、それぞれの地域の特性に合わせたものをつくっていってもらえればいいのではないかとすることが1点あります。

2点目としては、特に今回の宿泊税というのは、いわゆる目的税ということなのですが、私のようにずっと税を法律の面で検討している人間から言わせると、税というのは、例えば所得税や法人税等がそうであるように、使い道を最初から決めるということは、あまり本筋ではないわけですね。税金の負担能力があって、そのことで一定の税収をあげて、みんなが共通で利益を得るような公共の利益に役立つ仕事を担っていこうということなので、いわゆる普通税が基本であって、その中で、特定の目的を持つものをつくるというのは、制度としては、例外的なものであるという意識はどこかに持っておいた方がいいような気がしています。やはり税というのは、今言いましたように、ある人の行動を制限したり励ましたりするというのが、本筋の使い方ではないはずなので、一体税とは何なのかという話と、あとは使い道を決めなくても、あるいは使い道を決めても、結局は広い意味で世のため人のために使うという、公の目的に使って、みんなでいい社会をつくっていくことを目指しているということは、はっきりしておく必要があるというのを、改めて自分の今までやってきていること、あるいは今やっていることとの関係で、感じさせられました。

3つ目は、本当に多くの方にお礼を申し上げるという、そののみです。特に委員の方々には本当に熱心に議論していただきましたし、本当に普通の感覚で、普通の言葉で、いい世の中をつくりたいという、そういう思いで参画していただいたというのは、本当にありがたいなと思います。私もそういう思いを持つ1人として、参加させてもらってありがたいなと思っています。また、ヒアリングやパブリックコメントにも本当に多くの方が協力していただき、あるいはメディアの方も含めて、関心をもって、いろいろな意見が集まるようなものをつくっていただいたことは本当にありがたいと思います。最後に、京都市の税制課をはじめ、職員の方々の御尽力なしには、こういう委員会は支え切れません。そういう点では本当にありがたいと思っていますし、また、宿泊税の制度設計はひょっとしたら四苦八苦するかもしれないなと老婆心ながら思っているところもあります。本当にいろいろな意味で今までどの市も、あるいはどの県

もやっていなかったような、チャレンジングなことをしないといけないのかもしれないと思っていますので、そういう意味では、くれぐれも体を大切に頑張ってください。言いたい放題で恐縮ですけれども、委員長をさせていただき、本当にありがたいという気持ちと、重ねて、皆様に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

今、私ばかり最後に長々と話して恐縮だったのですが、今日の議題はパブリックコメントを踏まえて、最終的な答申として整理し、あるいは確認をするというのがメインで、あとは、これまで御尽力願った委員の先生方の率直な思いを聞かせていただき、ありがたかったと思っています。

この後ですが、西垣副委員長と私とで事務局とも少し相談して、微調整させていただいた上で、8月に京都市に答申をするという運びにさせていただきたいと考えております。

事務局におかれましては、今日の委員の先生方の貴重な御意見等も踏まえて、最終答申として、公表するというところで、準備をお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

最後に、進行を事務局にお返しします。

○事務局

田中委員長ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、本日も誠に活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日御議論いただいた内容をもとに、最終の答申の提出に向けた準備を事務局の方でさせていただきます。

委員長からも御紹介いただきましたけれども、検討委員会からの答申の提出につきましては、8月を予定しております。

委員の皆様方におかれましては、昨年8月以来、約1年間でございますが、この検討委員会に御参画をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第7回住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。